

伊佐湧水消防組合消防関係諸証明事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊佐湧水消防組合消防本部の組織等に関する規則第5条並びに伊佐湧水消防組合消防署の組織等に関する規程第5条及び第6条に基づき交付することができる証明事務について、必要な事項を定めるものとする。

(証明の種類)

第2条 証明の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) り災証明

火災及び消火活動により被害を受けたときに交付することができる証明

(2) 搬送証明

救急車等で傷病者を搬送したときに交付することができる証明

(3) その他の事実証明

その他消防長が必要と認める事実に対し、交付することができる証明

2 前項第3号に規定する証明のうち、次の各号に掲げる場合には発行しないものとする。

(1) 落雷により電気機器等が被害を受けた場合

(2) 風水害等に係る保険請求のために必要な場合

(証明の発行場所)

第3条 証明は、消防本部警防課、消防署及び分遣所において発行するものとする。

(証明の申請)

第4条 証明を受けようとする者は、り災証明申請書(様式第1号)、搬送証明申請書(様式第2号)及び事実証明申請書(様式第3号)に必要な事項を記載して、押印後に申請しなければならない。

ただし、特別の事情がある場合は、前記様式によらないことができる。

2 前項に係る申請については郵便によることができるものとするが、宛名を記入した封筒と規定料金の切手を添付しなければならない。

(証明の発行)

第4条の2 証明の発行は、次の各号に掲げる証明の種類に応じ、当該各号に定める様式で行うものとする。ただし、特別な事情がある場合は当該様式によらないことができる。

(1) 火災証明 り災証明書(様式第1号の2)

(2) 搬送証明 搬送証明書(様式第2号の2)

(3) 事実証明 事実証明書(様式第3号の2)

(り災者の範囲)

第5条 り災者の範囲は、り災物件の所有者、管理者及び占有者で現に火災により財産的被害を受けた者、または消防長がり災者として適当と認める者とする。

2 申請者は原則としてり災者とする。ただし、り災者が死亡その他の理由により申請できない場合は代理人を申請者とするすることができる。

3 証明の申請を代理人が行う場合は、委任状(様式第4号)を提出しなければならない。また、身分を証明するために自動車運転免許証、健康保険証及びマイナンバーカードなど本人確認ができる証明証、続柄を証明する戸籍抄本などの持参、もしくは控えを添付してもらう場合もある。

(搬送証明)

第6条 申請者は原則として救急車等で搬送された傷病者本人とする。ただし、本人が死亡その他の理由により申請できない場合は代理人を申請者とするすることができる。

- 2 証明の申請を傷病者以外の者が行う場合は、委任状（様式第4号）を提出しなければならない。
- また、身分を証明するために自動車運転免許証、健康保険証及びマイナンバーカードなど本人確認ができる証明証、続柄を証明する戸籍抄本などの持参、もしくは控えを添付してもらう場合もある。
- （証明の範囲）

第7条 第4条の申請がなされたときは、火災調査報告書、救急出動報告書及びその他の事実を証明できる調査等の結果に基づく事項について証明することができる。

（調査書等との照合及び調査依頼）

第8条 証明の発行にあたっては、調査書等と確実な照合を行うものとする。

- 2 申請者の申し出時に調査書等が作成されていない場合は、十分な聞き取りを行い調査又は確認を行うものとする。
- 3 証明の発行時に申請者の申し出と調査書等の記載内容に相違があり、調査書等の記載内容を変更する場合は、調査書等の原本の訂正を確実に行うものとし、不明なものは再調査や担当者との確認のもとに変更するものとする。

（証明事務処理要綱）

第9条 消防関係証明の事務処理に関する詳細な事項については、消防長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。